

開発行為の許可又は中津川市宅地
造成事業に関する指導要綱の協議
成立を受けて設置する公共施設及
びその土地の帰属並びに管理移管
の事務処理要領

◆事務処理要領◆

◆ 運用要領 ◆

中津川市

目 次

1. はじめに	----- 2
2. 中津川市公共施設等管理移管事務処理要領	----- 3
3. 公共施設の土地の帰属及び管理移管の協議事項（別表）	----- 6
4. 公共施設寄附申込書（様式第1号）	----- 7
5. 公共施設管理移管の申出書（様式第2号）	----- 8
6. 公共施設の 工事完了 検査の結果通知書（様式第3号） 管理移管	----- 9
7. 公共施設の 工事完了 に係る手直し工事等の完了届（様式第4号） 管理移管	-----10
8. 公共施設の手直し工事等の確認通知書（様式第5号）	-----11
9. 公共施設寄附受入書（様式第6号）	-----12
10. 公共施設管理移管の受理書（様式第7号）	-----13
11. 開発行為の許可又は中津川市宅地造成事業に関する指導要綱の 協議成立を受けて設置する公共施設及びその土地の帰属並びに 管理移管について（協定書）	-----14

はじめに

この事務処理要領等は、関係法令その他基準等に基づき一般的かつ原則的な事項を定めたものであり、開発区域の位置、地形等により基準の詳細については異なるので、事前に市担当課並びに関係機関と充分協議のうえ事業を遂行されたい。

(1) 移管対象公共施設名と担当課

道路・水路施設	管理課、農林整備課、建設課
公園施設	都市整備課
下水道施設	下水道課
水道施設	水道課 (別紙協定による)
消防施設	警防課
その他	担当課で取り扱うもの

中津川市公共施設等管理移管事務処理要領

(昭和60年4月1日決裁)

改正 昭和63年6月1日 平成 8年3月26日

平成 4年7月1日 平成14年4月 1日

(目的)

第1 この要領は都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）又は中津川市宅地造成事業に関する指導要綱（昭和60年4月1日決裁。以下「要綱」という。）の規定に基づく公共施設及びその土地の帰属並びに管理移管に係る事務を円滑かつ適正に行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 「申請人」とは、公共施設及びその土地を中津川市に帰属並びに管理移管をしようとするものをいう。

(2) 「公共施設」とは、道路、河川、水路、公園、下水道、上水道、消防施設及びその他これに類する公共の用に供する施設で、市長の定めるものをいう。

(適用の範囲)

第3 この要領は、法又は要綱の規定に基づき施工される面積1,000㎡以上のもので、市長が定めた公共施設及びその土地の帰属並びに管理移管の協議事項（別表）に基づき公共施設及びその土地の帰属並びに管理移管の協議が成立した事業について適用し、面積1,000㎡未満のものについても要綱に準ずる協議を行なった場合は、当該要領を適用する。ただし、同一事業者が連続して事業を行う場合は、その全面積により判定するものとする。

(公共施設及びその土地の帰属並びに管理移管)

第4 公共施設の中で、第3の協議によって、市長と協定を締結したものは、法で定める「開発行為の工事の完了の公告日」の翌日及び要綱で定める工事完了報告書に基づく工事完了の検査（以下「工事完了検査」という。）後において公共施設寄附申込書（様式第1号）により帰属することを原則とする。ただし、公共施設の管理移管（維持管理）については、公共施設寄附申込による帰属の日から1年を経過後において公共施設管理移管の申出書（様式第2号、以下「申出書」という。）により市長に管理移管の申出をするものとする。

なお、申請人の都合等により、管理を代理人に移管する場合は市長に書面で申出て、承諾を得ておかなければならない。

2 公共施設及びその土地の帰属並びに管理移管の協議事項の詳細については、別

表に定める。

(帰属及び管理移管のための検査)

第5 帰属及び管理移管される公共施設並びにその土地の検査は、市長の定める担当課によって、法の規定による検査とは別に、協定による帰属及び管理移管のための工事完了検査並びに申出書による管理移管のための検査（以下「管理移管検査」という。）を実施して、施設の構造、基準等確認を行い、検査結果を公共施設の工事完了（管理移管）検査結果通知書（様式第3号）により申請人に通知するものとする。

なお、検査にあたり地形・地質・過去の災害の発生等に留意し、今後の帰属及び管理に支障のないよう施設の構造・形状・強度等について、実施するものとする。

- 2 申請人は、前項による検査の結果、整備改善の指摘を受けた場合は、これに係る手直し工事を行うものとする。
- 3 申請人は、前項に定める手直し工事を、申請人の負担において行うものとする。
- 4 申請人は、手直し工事が完了したときは、公共施設の工事完了（管理移管）に係る手直し工事等の完了届（様式第4号）によりその旨を市長に届け出るものとする。
- 5 市長は、前項の届出を受理したときは、当該公共施設の工事完了検査及び管理移管検査を再度実施するものとする。
- 6 市長は、前項の検査の結果により、指摘事項が改善されていることが確認できたときには、公共施設の手直し工事等の確認通知書（様式第5号）により、その旨を申請人に通知するものとする。
- 7 市長は、第1項又は第5項に定める工事完了検査及び管理移管検査に合格したものについて、帰属及び管理移管のための手続を行うものとする。

(帰属及び管理移管の引継ぎ時期)

第6 土地を中津川市に帰属する日は、市長が公共施設寄附受入書(様式第6号)により申請人に通知した日とし、公共施設が中津川市に管理移管する日は、市長が公共施設管理移管の受理書(様式第7号)により申請人に通知した日とする。

(庶務)

第7 この要領に係わる庶務は、市長の定める担当課において行うものとする。ただし、協定書の締結、検査の立会い等関連ある事務は、開発行為又は宅地造成事業の受付担当課とし、関係課との連絡及び調整を行うものとする。

(その他)

第8 公営水道に関する事項については、別途協定の締結によるものとするが、その他この要領に定めのないものは、その都度市長と協議して決定するものとする。

附 則

この要領は、昭和60年4月1日から適用する。

附 則（昭和63年6月1日）

この要領は、昭和63年6月1日から施行する。

附 則（平成4年7月1日）

この要領は、平成4年7月1日から施行する。

附 則（平成8年3月26日）

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成14年4月1日）

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

別表 公共施設及びその土地の帰属並びに管理移管の協議事項

施設の名	管理者 (担当課)	土地の帰属及び管理移管の内容		摘要
道路施設 水路施設	中津川市 事務 (管理課) (農林整備課) 技術基準 (建設課)	1 要領第3の範囲内で、第4により第5の検査に合格したものを第6により土地の帰属及び管理移管する。	所有権移転 管理移管	
		2 自己の業務用道路及び水路は申請人の維持管理とする。	所有権、管理 共申請人	
注) 「中津川市公共施設等管理移管事務処理要領に関する事務取扱内規(道路施設)」によるものとする。				
公園施設	中津川市 (都市整備課) (開発行為により設置される協議分)	1 公園及び緑地等で勾配10°以下のものは道路施設・水路施設の項の1に同じ。ただし、移管後の管理が市と申請人との借地契約により、借地者側で全責任をもって一切の維持管理ができるものを対象とする。	所有権移転 管理移管 借地契約	
		2 公園及び緑地等で勾配10°をこえるものは、申請人の維持管理とする。	所有権、管理 共申請人	
下水道施設	中津川市 (下水道課)	要領第3の範囲内で、第4により第5の検査に合格したものを第6により土地の帰属及び管理移管する。	布設に必要な用地及び施設の帰属	
水道施設	中津川市水道事業管理者 (水道課)	宅地造成事業に伴う水道供給協定書及び水道布設工事設計委託契約並びに布設工事委託契約の締結により行うもの。	布設に必要な用地及び施設(給水装置を除く)の帰属	別途協定による。
消防施設	中津川市 (警防課)	要領第3の範囲内で、第4により第5の検査に合格したものを第6により土地の帰属及び管理移管する。	布設に必要な用地及び施設の帰属	
その他これに類する公共の用に供する施設等	協議により成立し協定書の締結ができる施設で担当課の取り扱うもの			
注) 土地の帰属に伴う用地境界には、コンクリート製境界杭90cm×12cm×12cm、プレート(タイル)に「中津川市」「境界」と明記)を事業者において設置するものとする。				

中津川市長 様

申請人 住所

氏名

㊟

(担当者名)

公共施設寄附申込書

年 月 日付けによる開発行為の許可又は宅地造成事業の協議成立を受けて設置される公共施設及びその土地の帰属並びに管理移管に関する協定書（以下「協定書」という。）第4条の土地の帰属について、下記の公共施設設置の工事が完了しましたので、寄附いたしたく関係書類を添えて申請します。

ただし、維持管理につきましては、協定書第5条により申請人において行います。

記

- 1 事業名
- 2 対象公共施設名
- 3 土地の所在 中津川市大字
- 4 土地及び施設の明細

字名	地番	地目	地積		公共施設の構造及び明細(所有者)
			公簿(m ²)	実測(m ²)	

5 関係書類

- (1) 公図の写(色枠)
- (2) 公共施設の配置・構造・丈量図(色枠)
- (3) 土地利用計画図(関係分色枠)
- (4) その他所有権移転に必要な書類

・土地登記簿謄本・所有権移転登記承諾書・印鑑登録証明書・法人の場合は資格証明書・寄附証書・写真・その他必要な書類（※管理移管検査結果の写・開発行為検査済証写）

注) ※印の添付は検査後となる。

年 月 日

中津川市長 様

申請人 住所
氏名
(担当者名)

印

公共施設管理移管の申出書

年 月 日付けによる協定書第5条の公共施設の維持管理について、
土地の帰属の日より1年が経過しましたので、管理移管の申出をします。

記

- 1 事業名
- 2 対象公共施設名
- 3 建設戸数 計画戸数 戸、実施戸数 戸
- 4 土地の所在 中津川市大字
- 5 帰属年月日 平成 年 月 日、経過年数 年 ヶ月
- 6 1年経過後の入居者数・率
平成 年 月 日現在
$$\frac{\text{入居戸数(戸)}}{\text{計画戸数(戸)}} = \quad \%$$
- 7 添付書類
 - (1) 位置図
 - (2) 配置図
 - (3) 公図の写(色枠)
 - (4) 丈量図
 - (5) 土地利用計画図(入居済及び対象施設色枠)
 - (6) その他必要な書類
 - 検査済証の写
 - 開発行為の検査済証の写

中管 第⑧ 一 号
平成 年 月 日

様

中津川市長 ⑧

工事完了
公共施設の 検査結果通知書
管理移管

平成 年 月 日付けで寄附申込のあったことについて検査の結果は次のとおりであるので、通知します。

なお、整備改善等の指摘事項がある場合は早急に手直し工事等を完了し、完了届を提出し確認検査を受けてください。

記

1 意見

整備改善等指示事項

年 月 日

中津川市長 様

申請人 住所
氏名 ⑩
(担当者名)

工事完了
公共施設の に係る手直し工事等の完了届
管理移管

年 月 日付け 第 号による公共施設の管理移管検査の
指摘事項については、下記のとおり完了したので届出ます。

記

1 事業名

2 土地の所在

3 指摘事項の整備改善事項

区分	所在	整備改善の詳細
		(別紙のとおり)

4 添付書類

(1) 工事完了検査結果の写

(2) 改善箇所等の新旧図面・写真等

様式第5号（第5関係）

中管 第⑧ 一 号
平成 年 月 日

様

中津川市長 ⑧

公共施設の手直し工事等の確認通知書

平成 年 月 日付け工事完了手直し工事の完了届については指摘事項どおり施工されていることを確認したので、通知します。

様

中津川市長

⑩

公 共 施 設 寄 付 受 入 書

年 月 日付けで寄附申込のあった下記の公共施設の土地の帰属については、帰属の手続きが完了したので、受納します。

記

- 1 事業名
- 2 対象公共施設
- 3 土地の所在 中津川市大字
- 4 寄附受入財産の明細

字名	地番	地目	地積		公共施設の構造及び数量等
			公簿(m ²)	実測(m ²)	

5 その他

- (1) 協定書第3条の検査合格日
年 月 日
- (2) 協定書第4条の寄附申込書受理日
年 月 日
- (3) 維持管理については、協定書第5条により申請人において行うこと。

様

中津川市長

㊟

公共施設管理移管の受理書

年 月 日付けで申出のあった下記の公共施設の管理移管は、移管手続きが完了したので、受理します。

記

- 1 事業名
- 2 対象公共施設名
- 3 土地の所在 中津川市大字
- 4 移管施設の明細

字名	地番	地目	地積		公共施設の構造及び数量等
			公簿(m ²)	実測(m ²)	

5 その他

- (1) 協定書第5条の移管検査合格日

年 月 日

- (2) 公共施設の管理移管の申出書受理日

年 月 日

- (3) 公共施設に係る土地の帰属年月日

年 月 日

○開発行為の許可又は中津川市宅地造成事業に関する指導要綱の協議成立を受けて設置する公共施設及びその土地の帰属並びに管理移管について

昭和60年4月1日 決裁

改正 平成8年3月29日

中津川市において、都市計画法第29条第1項又は第2項に規定する開発行為の許可又は中津川市宅地事業に関する指導要綱（昭和47年8月1日決裁。以下「要綱」という。）第4条に規定する宅地造成事業の協議成立を受けて設置する公共施設及びその土地の帰属並びに管理移管については、次の協定書を締結した者に対して取り扱うものとする。

開発行為の許可又は中津川市宅地造成事業の協議成立を受けて設置される公共施設及びその土地の帰属並びに管理移管に関する協定書

中津川市長

(以下「甲」という。)

申請人
する。

(以下「乙」という。)との間に次の協定を締結

第1条 (目的)

この協定は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項若しくは第2項の開発行為又は中津川市宅地造成事業に関する指導要綱（昭和47年8月1日決裁。以下「要綱」という。）第4条の宅地造成事業により設置される公共施設及びその土地の帰属並びに管理移管の時期、方法、手続き等について、明確にすることを目的とする。

第2条 (適用の範囲)

公共施設の構造、基準等は、法の規定及び甲の定めた基準等に基づく事業の施設で、甲、乙協議の成立した下記のものについて適用する。

公共施設名	土地の所在地番	地目	地積		構造及び明細 (土地の所有者名)
			公簿(㎡)	実測(㎡)	

第3条 (構造基準)

前条に規定する公共施設及びその土地は、法及び要綱の規定並びに甲の定めた基準に適合し、甲が中津川市公共施設等管理移管事務処理要領（昭和60年4月1日決裁。以下「要領」という。）第5に規定する検査に合格しなければならない。

第4条 (帰属)

第2条に規定する土地の帰属は、開発行為の工事の完了の公告日の翌日及び要領第5に規定する工事完了検査後に要領第4に規定する公共施設寄附申込書を甲に提出し、甲は第3条に規定する検査に合格したものを受理するものとする。

第5条 (管理移管)

第2条に規定する公共施設の管理移管は、公共施設寄附申込による帰属の日より1年を経過後において、乙の申出により甲は要領第5に規定する管理移管検査を実施し、第3条の規定に適合したものを受理するものとする。ただし、当該施設の管理責任は、要領第6に規定する公共施設管理移管の受理書により通知した期日以前は乙、期日以後は甲とする。

第6条 (申請人の変更等)

申請人の都合により、管理を代理人に移管する場合は、甲に理由を明らかにした書面で申出て、承認を得ておかなければ移管の対象にならない。

第7条 (協定の解除)

甲は、乙がこの協定を履行しないときは、いかなる場合でも協定を解除することができる。

第8条 (協定外事項の処理)

この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

本協定成立の証として、本書2通を作成し甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 住所 岐阜県中津川市かやの木町2番1号
氏名 中津川市長

Ⓜ

乙 住所
氏名

Ⓜ